

平成28年5月11日

各位

会社名 株式会社安川電機
代表者名 代表取締役社長 小笠原 浩
(コード:6506、東証第1部、福証)
問合せ先 広報・IR部長 林田 歩
(TEL.03-5402-4564)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月16日開催予定の第100回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および現行定款第37条（中間配当）を削除し、変更案第36条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役会にはコーポレート・ガバナンスに関する役割・責務を十分果たし得るような体制が備わっていると判断しており、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から、配当等に関する決議を取締役会に委任することは望ましいと考えております。
- (3) 本件定款変更は株主提案権の排除を意図するものではありません。
- (4) 上記の条文の新設および削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成28年6月16日
定款変更の効力発生予定日	平成28年6月16日

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 <u>剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 本会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月20日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 <u>本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 <u>本会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月20日および毎年9月20日とする。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p>

以 上